



1311

第1 小問(1) (2) (3) (4)

(2) かわり措置がある新環境には、未だ工事には着手していないものの、  
本件施設の新設計とQ地の取得等、日程上、既に30  
年度の倉庫全が投入を要することは明らかで、未だ未だ、工事が中絶すれば、A

(5) 证明:  $\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{1}{n} \sum_{k=1}^n f\left(\frac{k}{n}\right) = \int_0^1 f(x) dx$

ア 上求のように要求措置に従う義務が存在する前提に取消措置が  
なるとしていっていることから、A、茨城地区に巨陸が現在し、江上子情  
する必要がある。そこで、即時撤去の命令が認めらる。

## 第1問

1 イ とい、要配慮措置に任意措置の存在は、自己の現在・将来に關する  
2 であり、これを強制的にこれを自らの直接・間接的解決の手段と  
3 前切りの必要であるが、~~任意措置~~ 任意措置の存在を認めざる  
4 べき。要配慮措置自体は行政指導であり、公法上の強制に基き  
5 なく、当事者訴訟の提起には方法選択の自由が認められる。

13 イ かつ、上記当事者訴訟が認められる

3 とい、「最も可能性の強い、いかに差止訴訟がこれに当たる。右に  
4 当事者訴訟は原告の訴えに対し、被告の存在に基き、即効力が生  
5 ずる。差止訴訟とは違い、~~任意措置~~ 措置を止める訴えを有する。後  
6 争解決の観点から差止訴訟がより適切であると考へるべきである。

11 第2小問(2)

12 1. 取消措置は、地方自治法第20条の2第1項第1号の許可が  
13 行政上の理由に取消するものであり、憲法上の職務取消に基き、  
14 取消しは、法律上の根拠がなくとも、法律に基き行政の原理に基き、  
15 行政に必要に基き認められる。 (許可取消根拠あり)

16 2 イ 取消しは、法律に基き認められる。同項は「〜を」との抽象的  
17 文言を用いており、~~地方自治法~~ 地方自治法の設置が、適切であるが、当該施設  
18 の設置・構造等、用途・支用状況、土地利用等様々な事情を考慮した上  
19 専門的・技術的な見地に基き、高度に政策的判断を伴うものである  
20 といふと、かかる抽象的文言は、国土交通大臣に、許可及び取消しに  
21 必要と認められる。又、当該設置の目的・用途が認め  
22 られる限り違法となるものではない。(行政法20条)。

23 3 以上、設置の目的・用途は認められる

## 第1問

1 除け、増外発費の設置に基き、利用者が増えたとあり、用途に  
2 見合ふ環境にも影響が及ぶといふが、この点も考慮を要  
3 する。増外発費の設置は、許すものと考へる。

4 しかし、かかる利益を考慮する上、冷たい通達、外資的  
5 的を有するものではない。他方、増外発費の設置は、法的拘束力がある。法や同  
6 行規則は、同法に基き、下は自治会、同意を要求しては、考  
7 慮事項にも掲げている。このため、かかる施設は、これを以て理由とし  
8 増外発費の設置を取消しとするものであり、要件を考へて  
9 なくてはならない。

10 相同では、材料採取の許可に關して、法的に問題とされているのは、自  
11 治会の同意を得る必要のないものである。と、いふことが、取消しを  
12 するに、自治会、同意を法律上の設置要件として、現にこれを意味して  
13 あり、これは、他事考慮に基き、~~施設~~ 施設といふ。

14 以上、同意が、~~施設~~ 施設に取消措置を打つことは、裁量、違法、違  
15 法に基き、違法である。

16 又、同意が、~~施設~~ 施設に取消しを打つ場合、~~取消し~~ 取消しを打つ同意を求め  
17 ることは、~~施設~~ 施設の設置の趣旨に基き、行政指導といふ同意を求め  
18 ることではない。

19 第3問

20 1. 設置の事例は、増外発費の設置に、~~許可~~ 許可が必要であると考へ  
21 ている。これを法的に打つのは、許可の権限を認め、~~無許可~~ 無許可で設置した  
22 場合に、撤去命令を打つこと。②この点に基き、罰則を有するに基き、  
23 罰則を有する。